事務局だより（第50号）

令和２年６月15日発行

発行：一般社団法人金ケ崎町シルバー人材センター　事務局
〒029-4503　金ヶ崎町西根前野２５３－１
ＴＥＬ（44）３２１９　ＦＡＸ（34）２０２９

発行日現在会員数
男性　８６名
女性　３０名
計　１１６名

令和２年度通常社員総会

令和２年５月27日、令和２年度通常社員総会が開催されました。

先月の事務局だよりでお知らせした通り、今年はコロナウイルス感染症の拡大防止のため、「密閉」「密集」「密接」を避け、例年とは違う小規模な総会となりました。

総会では、永岡地区の柴田健一さんが議長に選出され、委任状も含めて87名の方の出席の中、令和２年度の事業計画並びに収支予算の承認についての報告が行われました。また、

- 令和元年度の事業実績及び決算の承認について
- 令和２年度の会費額の決定について
  （令和元年度の会費額と同額）
- 役員の選任について
  （前事務局長　髙橋　知 理事の辞任に伴い、
  阿部　一之　事務局長が理事に就任）

の３点について、全て原案の通り承認されました。

総会に出席していただいた会員さん、委任状提出いただいた会員さん、ありがとうございました。

年会費納入のお願い

令和２年度の年会費を未だ納入されていない方は、早急に事務局まで納入お願いいたします。

当センターの会費の納入期日は、会費規程第３条に、毎年 ５ 月末日までに納入するものと規定されております。会員の皆さんのご理解とご協力お願い致します。

１人１会員入会運動

健康で働く意欲のある方、社会貢献をしたいと思っている方が身近にいませんか？

シルバー人材センターに対する地域の期待は大きく、様々な仕事の依頼があります。そうした期待に応えるためにも、会員の増強が必要です。

また、仕事や会員同士のふれあいを通じた会員の生きがい作りなど、会員の人生をより豊かにするお手伝いすることも、シルバー人材センターの役割です。

多くの仲間づくりを進めるため、会員による「一人一会員入会運動」の積極的な参加をお願いします。なお、新規入会会員を紹介された場合、粗品をお渡しすることとしました。紹介であることを事務局にお知らせ願います。

草刈ボランティア

地域社会への貢献と当センターを地域住民に広く知っていただく為、また参加者間の交流と親睦の為に今年度もボランティア活動をしたいと思います。

今年は、草刈１回、剪定２回、草取り１回を予定しておりますので、それぞれ積極的な参加をお願いいたします。

まずは、６月22日（月）８時～草刈ボランティアを行います。**草刈は今年１回しか予定しておりませんので、ご協力お願いいたします。**

今年は、塩野義製薬㈱南側の道路の草刈をします。
６月22日(月)８時～お願い致します。

令和２年度会員表彰の表彰式が行われました

先月の事務局だよりにてお知らせしましたが、　当センターで長年活躍されている会員さんの中から、10名の方に表彰状が渡されました。

受賞された皆さん、おめでとうございます！

←総会で、代表受領された
艾　榮一さん
及川　敬伍さん　→

鎌田 利明 さん

及川　栄一 さん

小野寺　力 さん

菅原　カツ子 さん

及川　タキ子 さん

佐藤　勝男さん
（代理受領）

他にも、及川　清哉さん、小澤　與一さん　が受賞されました。

就業報告のご協力を

就業した際には、必ず事務局に就業の報告をお願い致します。

こちらから、報告を求めるのではなく、就業後に速やかに、率先して報告していただけると助かります。

ご協力よろしくお願いします。

健康診断を受診しましょう

金ケ崎町の成人検診が、６月から実施されます。

早期には自覚症状が無く、症状が現れた時にはすでに進行しているという病気は少なくありません。症状の無い病気を早期に発見するには、無症状のうちから定期的な健康診断を受けることが大切です。

自らの健康を守るためにも、まずは皆さん一人ひとりが自分自身のからだに向き合うことが予防の第一歩です。１年に１回、定期的に健康診断を受診しましょう。

熱中症対策とコロナ対策

梅雨入りも近くなってきており、暑い日も続くようになってきました。コロナ対策のための「新しい生活様式」も求められており、例年以上に熱中症にも気を付けないといけません。

加齢と共に、暑さや水分不足に対する感覚機能や調整機能が低下してきます。のどの渇きや暑さを感じなくても、意識して水分・塩分等の補給や、首や額を冷やして熱を逃す等を心がけましょう。

また、日ごろから体調管理に気を付け、十分な睡眠・休養とバランスの良い食事で、抵抗力をつけましょう。

コロナウイルスなどの感染症にかからないためには、手洗いやうがい、マスクの着用が求められます。

しかし、暑い夏の炎天下にマスクを着用しての作業は、大変危険です。環境省と厚生労働省は屋外で人と十分な距離（２メートル以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう勧めています。着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人と距離を十分に取った上で、必要に応じてマスクを外し、休憩を取るようしましょう。